

府 監 第 1686 号
平成 22 年 1 月 15 日

請求人 様

大阪府監査委員	赤 木	明 夫
同	京 極	俊 明
同	松 浪	耕 造
同	品 川	公 男
同	磯 部	洋

住民監査請求について（通知）

平成 21 年 11 月 24 日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第 1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『能勢町に対して府有財産貸し出しの中止を求める。』

請求の要旨

2011 年 3 月末に閉鎖が決定している大阪府立野外活動センター（注：原文のまま、正式名称は大阪府立総合青少年野外活動センター。以下同様）の敷地内に、能勢町が「サクラ華回廊事業」として 1500 万円かけ 1500 本のソメイヨシノを植樹するため土地借用申請を提出している。大阪府においては、野外活動センター廃止後の利用方法が決まっていない中で、無償で用地を貸し出し恒久的に能勢町所有のサクラが植えられていることは、今後の利用方法の選択肢を狭めてしまい、財務会計上も適切な対応ではない。

請求の理由

本年 7 月 27 日の能勢町議会において、「大阪府（青少年課）の内諾を得ている」との答弁で、府立野外活動センター内の約 2 キロの道路の両側に 1500 本サクラを植樹する事業が可決された。

能勢町が事業主体のサクラ華回廊事業について、大阪府及び能勢町に対して関連するすべての情報の公開を求めたが、能勢町議会で予算が可決されるまでに事前協議された文書は出てこなかった。唯一 7 月 9 日に電話で話ただけと聞く。また「観光資

源に」ということだが、植樹するのはソメイヨシノだけで、せいぜい2週間程度の開花期間しか活用されない。その上今後の維持管理に対する協議もなにもなされていないと聞く。

また担当課は、廃止後の野外活動センターの利用方法を確定していないため、能勢町に対して借地契約を平成23年3月31日までとしている。1500本のサクラは恒久的な借地が前提でなければならないはずで、思いつきのような能勢町の計画に惑わされてはならないと考える。

以上の次第であり地方自治法242条の1(注:原文のまま、正しくは地方自治法第242条第1項)の規定により、必要な措置を請求する。』

第2 地方自治法第242条第1項の要件に係る判断

1 地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるとき(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)は、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実(以下「財務会計行為等」という。)について、その監査を行い、非違の防止・是正の措置をとることを監査委員に請求する権能を認めたものである。

同項では当該請求は財務会計行為等がなされることが相当の確実さをもって予測される場合にもできる旨規定している。

このことから解釈すると、住民監査請求においては、対象とする財務会計行為等が存在しない場合又はなされることが相当の確実さを持って予測されない場合には住民監査請求の対象が存在しないことになるため、その要件を欠くものというべきである。

2 請求人が本件請求で対象にしようとしている財務会計行為等は大阪府の能勢町に対する府有財産の貸付であると思われるが、本件請求から確認できるのは能勢町長が申請者となっている大阪府知事宛の平成21年9月18日付け府有財産借受申請書(以下「本件申請」という。)が存在していることだけであり、大阪府知事が本件申請を受け取っているのか、本件申請によりなんらかの処分をしているのか、また、将来的に処分を行う可能性があるのかどうかについては、何ら記載がなく、書類の添付もない。

本件請求からは法第242条第1項で住民監査請求の対象となる大阪府の財務会計

行為等が存在しているかどうか、また、将来的に発生するかどうか不明な状態であるため、担当課に確認したところ、能勢町長から平成 21 年 12 月 24 日付けの本件申請に対する取下書が提出されていた。

したがって、請求人が本件請求の対象とする財務会計行為等自体は存在しておらず、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合にも該当しない。

第 3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第 242 条第 1 項の要件を満たさない不適法な監査請求であるから却下する。